

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第47号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第56条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

附則第14条の6第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の名古屋市市税条例第56条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。